

2024年11月1日

各 位

株式会社 北海道銀行

**丸水札幌中央水産株式会社と
「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約を締結**

ほくほくフィナンシャルグループの北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、SDGsへの取り組みの一環として、丸水札幌中央水産株式会社（代表取締役社長執行役員 竹田 剛）と、ほくほくサステナブルファイナンス「ポジティブ・インパクト・ファイナンス型」※の契約を締結しましたので、お知らせいたします。

※企業活動が経済・社会・環境にもたらす影響を包括的に分析し、特定されたポジティブ・インパクトの拡大とネガティブ・インパクトの緩和に向けた取り組みを継続的に支援する融資。

記

1. 契約企業の概要

企業名	丸水札幌中央水産株式会社		
所在地	北海道札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2-1	創 業	1960（昭和 35）年
資本金	100 百万円	売上高	45,317 百万円 （2024 年 3 月期）
企業概要	<p>当社は、札幌市中央卸売市場の卸売業者（集荷代行機関）として、産地の出荷者や商社から水産物を最初に受け入れる会社であり、荷受業者として半世紀以上にわたって築き上げた国内外のネットワーク網を活用して「食の安定供給機能」として生産者と消費者をつないでまいりました。北海道の港に水揚げされた生鮮魚介類はもとより、日本全国・世界各国の産地より集荷された水産物を適正な価格で円滑に流通が維持されるよう努めております。</p> <p>また当社では、「MSC (Marine Stewardship Council:海洋管理協議会)」「ASC (Aquaculture Stewardship Council:水産養殖管理協議会)」「マリン・エコラベル・ジャパン」など各種の国際認証機関から、流通加工管理認証である「CoC 認証」を取得し、水産資源の持続可能性と事業活動の継続的発展の両立を目指しております。</p>		

2. 本ファイナンスの概要

実行日	2024 年 11 月 1 日（金）
資金使途	事業資金

3. 丸水札幌中央水産株式会社の取り組み（一例です。詳細は「評価書」をご参照ください）
 ～食糧の安定供給に向けた取り組み～

インパクトの種類	P I（ポジティブ・インパクト）の向上
インパクト・カテゴリ	P I：〈食料〉、〈零細・中小企業の繁栄〉
影響を与えるSDGsの目標	 
内容・対応方針	食糧の安定供給に向けた取り組み
毎年モニタリングする目標とKPI	【目標】 ・養殖水産物の取扱量の安定確保 【KPI】 ・2030年度末までに養殖水産物の取扱量の目標 5,500 トン

4. その他

インパクト評価	本ローンは、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表しているポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に則り、株式会社道銀地域総合研究所が丸水札幌中央水産株式会社の包括的なインパクト分析を行い、評価しました。また、株式会社日本格付研究所（JCR）から第三者意見（外部レビュー）を取得し、金融原則への適合性の確認と評価の透明性を確保しています。
モニタリング	当行は、インパクト評価で特定した丸水札幌中央水産株式会社のKPIについて、モニタリングを行います。

5. 該当するSDGsの目標



SDGsは Sustainable Development Goals の略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
 北海道銀行 広報CSR室 坂野 TEL 011-233-1005

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：【丸水札幌中央水産株式会社】

評価実施機関： 株式会社道銀地域総合研究所



北海道銀行グループ

株式会社 道銀地域総合研究所

DOGIN REGIONAL RESEARCH INSTITUTE Co., Ltd.

道銀地域総合研究所は、国連環境計画金融計画（UNEP FI）が公表しているポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に則り、丸水札幌中央水産株式会社（以下、丸水札幌中央水産）の包括的なインパクト分析を行った。

北海道銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取組みを支援するため、丸水札幌中央水産に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	丸水札幌中央水産株式会社
借入金の金額	300 百万円
借入金の資金使途	事業資金
モニタリング期間 (返済期限)	5年 (2029年10月31日)

1. 丸水札幌中央水産の事業概要

(1) 会社概要

企業名	丸水札幌中央水産株式会社
従業員数	133人（2023年12月末現在）
売上高	45,317百万円（2024年3月期）
所在地・事業所	本社：北海道札幌市中央区北12条西20丁目2-1 東京営業部：東京都中央区築地3丁目12-11 ナカシゲビル 3F
主たる事業分野	水産物卸売業
関係会社	<ul style="list-style-type: none">・ マルスイ冷蔵株式会社（冷蔵倉庫業、水産加工販売業）・ マルスイフーズ株式会社（水産物製造加工・販売業）・ 札幌丸水株式会社（不動産賃貸業）・ 丸本本間水産株式会社（水産物卸売業・加工製造業）・ 株式会社ヤマサ真田水産（水産物加工販売業）・ 株式会社パシフィックワールド（水産物輸入・卸売業）・ 恵光水産株式会社（鮮魚小売業）・ 株式会社一印旭川魚卸売市場（生鮮魚介卸売業）・ 株式会社エス・ケー・ライン（運送業・倉庫業）

(2) 沿革 (抜粋)

西暦年	月	主な沿革
1960	3	丸水札幌中央水産株式会社創立
	4	資本金2,500万円、西出久太郎 氏 初代代表取締役役に就任 札幌市中央卸売市場水産物部で業務開始
1965	2	小林源作 氏 代表取締役社長に就任
1966	2	資本金5,000万円
1970	2	資本金7,500万円
1971	2	石田亮一 氏 代表取締役社長に就任
	6	二十四軒冷蔵庫竣工
1973	5	資本金1億円
1975	5	資本金1億5,000万円
1978	5	資本金 2 億円
1980	1	会社創立20周年記念式典挙行
1986	5	武藤健蔵 氏 代表取締役社長に就任
1988	4	マルスイ冷蔵株式会社設立 (資本金4,000万円)
1990	4	会社創立30周年記念式典挙行
1991	9	石狩新港第一冷蔵庫竣工
1993	10	資本金2億8,000万円
1996	9	石狩新港第二冷蔵庫竣工
1997	7	マルスイフーズ株式会社設立 (資本金5,000万円)
2000	3	会社創立40周年記念式典挙行
	6	武藤健蔵 氏 代表取締役会長、高田稀代 氏 代表取締役社長に就任
	9	資本金3億6,000万円
2002	8	資本金3億8,000万円
	12	札幌市中央卸売市場水産棟一期工事竣工
2003	12	ISO14001取得
2005	2	札幌丸水株式会社設立 (資本金5,000万円)
	3	会社創立45周年記念式典挙行
2008	7	MSC CoC認証取得
2010	6	高田稀代 氏 代表取締役会長、武藤修 氏 代表取締役社長に就任
2013	4	中央魚類株式会社 (東京)、株式会社仙台水産 (仙台) との業務提携
2015	3	株式会社一印旭川魚卸売市場の事業継承
	12	ASC CoC認証取得
2021	10	マルスイホールディングス設立
2022	1	武藤修 氏 取締役会長、竹田剛 氏 代表取締役社長に就任

(3) 主な事業活動

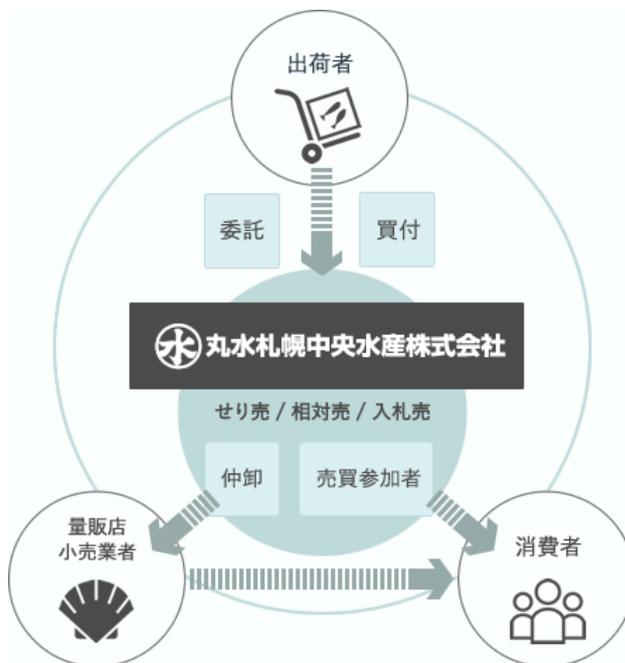
① 主な事業活動

丸水札幌中央水産は、1960年3月、札幌市中央卸売市場（以下、札幌市場）の開設に伴い、丸市株式会社札幌魚卸売市場（魚市場経営）、株式会社大正高田商店（水産問屋）、株式会社一鱗石田商店（水産問屋）、丸金佐藤水産株式会社（水産問屋）、以上の4社が合併して生まれた水産物卸売業者である。

市場の役割は、消費者の豊かで健康的な食生活を維持するために、多種多様な生鮮食品を一ヶ所に集め、短期間に多くの買い手との間で公正な価格を決定し、受け渡しから代金の支払いまでを迅速に行うことにある。札幌圏内に暮らす人々にとって、水産物の供給は欠かせないものであり、その公正な商品の取引と円滑な流通は北の暮らしを支える基盤になっている。

丸水札幌中央水産は、札幌市場の卸売業者（集荷代行機関）として、産地の出荷者や商社から水産物を最初に受け入れる会社で、荷受業者として水産物の安定供給を長年にわたり担っている。特に、生鮮魚介類は「委託」という方法で荷受けし、冷凍その他の塩干物は主に「買付」の形で集荷・販売している。丸水札幌中央水産は、北海道の港に水揚げされた生鮮魚介類はもとより、日本全国・世界各国の産地より集荷された水産物を適正な価格で円滑に流通が維持されるよう努めている。

図表 1 事業概要図

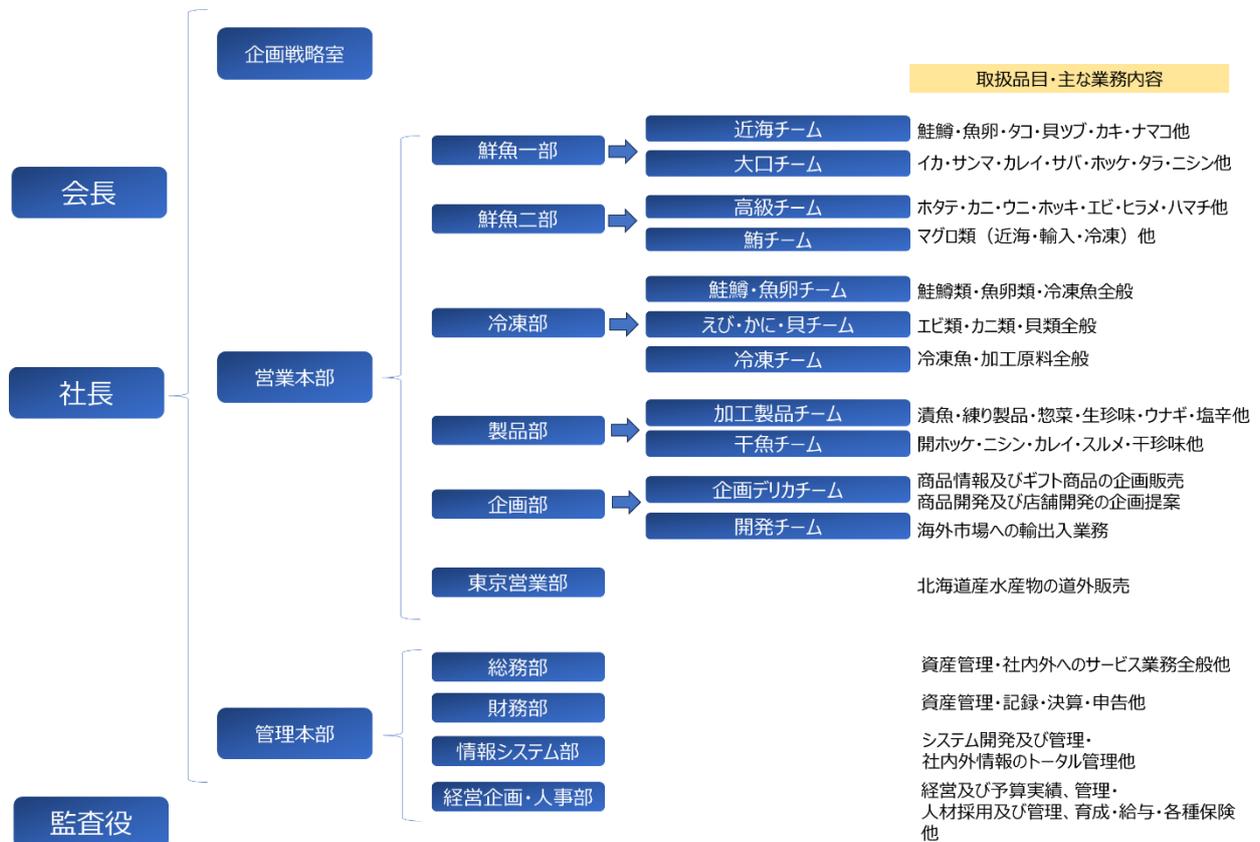


(出所) 丸水札幌中央水産 HP

②各事業部の主な業務内容（抜粋）

鮮魚一部	鮮魚一部は、「近海」と「大口」の2つのチームで構成されている。「近海チーム」は、シャケや魚卵、タコ等、「大口チーム」は、主にスーパー等に並ぶ数量の多いイカやカレイ等の水産物を取扱っている。鮮魚一部では、鮮度が良い、安全・安心な魚を迅速に集荷することと、安定供給することに努めている。
鮮魚二部	鮮魚二部は「高級」と「鮪」の2つのチームで構成されている。「高級チーム」は、マグロ類のほか、寿司店のネタケースに並ぶような、ウニやヒラメ、タイ、アワビ等を取扱っている。鮮魚二部の強みは漁師や産地との信頼関係が深く、産地と密接に関わりながら水産物を仕入れていることに加え、顧客ニーズに対応した加工方法で水産物を卸している。
冷凍部	冷凍部は年間 200 億円前後の水産物の取引を行っている。取扱いが多いのは、シャケやホッケ、カニ、エビ、魚卵等の北海道を代表する水産物のほか、世界各国からも水産物を仕入れ、必要な量を適正な価格で食卓に供給できるよう努めている。漁獲量の減少等の影響により、価格変動も激しくなっているが、顧客ニーズに対応すべく鮮度と味を損なうことのない優れた冷凍技術と世界各国とのネットワークにより水産物の需要と供給のバランスを守り続けている。
製品部	メーカーの商品を仕入れ、量販店やスーパー等に販売しているほか、メーカーとの連携により新商品開発も行っている。製品部は原料やバイヤーのニーズについて豊富な情報を有しているため、メーカーの加工ノウハウを活用することによって、消費者ニーズに対応した商品の販売開発に努めている。
企画部	北海道外の有名ホテルや百貨店等で開催される「北海道フェア」等で販売する北海道産水産物やギフト商品の企画や提案、卸売を行っている。主要取引先は、量販店やコンビニ、飲食店やホテル等、多岐にわたる。その他、海外市場への輸出入業務も行っている。
東京営業部	鮮魚をはじめ各種加工製品等、北海道水産物の北海道外向けの販売を行っている。主要取引先は、関東や関西の TV ショッピング運営会社や大手量販店、東京都内の飲食店等幅広い。

図表 2 事業部系統図



(出所) 丸水札幌中央水産 HP に基づき道銀地域総合研究所が作成

(4) 企業理念、経営方針等

①経営方針等

経営方針	北海道の強みである海を守り、道産水産物の付加価値を高めるため、挑戦を続けていく
マルスイ・イズム	<p>「いつも」を守る。「これから」を創る。プロの 릴ー でつなぐ、海と食卓。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界に誇る豊かな北の海から皆様の毎日の食卓にいつも変わらず海の恵みを届けること。 ・時代の変化や新たな食のニーズを見据え、日本のみならず世界にも目を向け挑戦を続けていくこと。 ・私たちは、海と食卓をつなぐプロフェッショナル集団として生産者と消費者の皆様双方の満足を追求し続けます。 ・市場を支え続ける誇りを胸に、札幌、北海道の暮らしを見つめ、公正な取引と円滑な流通を提供し続けます。

(出所) 丸水札幌中央水産 HP

②信頼性向上自主行動計画

消費者の信頼を確保し、そして向上させていくには、消費者基点を根本に位置づけるとともに、経営者から全従業員に至るまでコンプライアンス（法令遵守及び社会倫理に適合した行動）の意識を強くもつこと、また、食品を取り扱うという特徴から特に衛生管理・品質管理に万全の注意を払うこと、さらに常日頃から消費者ニーズの把握に努めることが非常に重要である。加えて、食に携わる企業が一丸となって、取組方針を掲げ、自らが行うべきことを内外に宣言し、さらに取組方針を具体化し、行動することが求められる。

以上のことから、丸水札幌中央水産は、食に携わる企業としての責任を認識し、一人一人の責任として消費者の信頼を確保するため、以下に掲げる「五つの基本原則」に基づく「信頼性向上自主行動計画」を 2008 年に策定した。

基本原則 1	<p>お客様（消費者）基点の明確化</p> <p>お客様を基点として、お客様に対して安全で信頼される生鮮食品を提供することを基本方針とします。</p>
基本原則 2	<p>コンプライアンス意識の確立</p> <p>取り巻く社会環境の変化に適切に対応し、法令や条例、公正なルールや社会規範を遵守し、社会倫理に沿った企業活動を進めていきます。</p>
基本原則 3	<p>衛生管理・品質管理の確立</p> <p>卸売市場における食品の供給は、人の生命と健康の維持に深く関わる業務であるという自覚を持ち、安全で信頼される食品をお客様に提供するために、卸売場の適切な衛生管理・品質管理を実施していきます。</p>
基本原則 4	<p>衛生管理・品質管理を適切に行うための体制整備</p> <p>お客様に安全で信頼される生鮮食品を提供するために、卸売場の適切な衛生管理・品質管理を行う体制を整備し、それが形骸化しないよう改善を行っていきます。</p>
基本原則 5	<p>情報の収集・伝達・開示の取組</p> <p>お客様の信頼を確保するため、常に誠実な双方向のコミュニケーションを行います。また、そのために必要な情報の収集・管理を行います。</p>

(出所) 丸水札幌中央水産 HP

③行動基準

社会における企業の存在価値と社会貢献が強く問われる今日、企業コンプライアンス（法令遵守）の重要性は、ますます高まっているため、丸水札幌中央水産は、「丸水グループ行動基準」として、全ての役職員が一体となって取組む「12の約束」を定め、毎日の業務を通じて実践している。

また、丸水グループは「コンプライアンス体制」を確立し、全員の遵法意識を高め、「遵法精神強固な丸水グループ」を構築するため「取組み姿勢の明確化と法令遵守企業の宣言・企業イメージの向上」、「法令遵守のもとに信頼を得られる仕組みづくり」、以上2点を実践課題に掲げて取組むため、以下の「丸水グループ行動基準」を策定した。

1	企業理念 私たちは、農林水産大臣より認定された札幌中央卸売市場において、札幌市長から許可を受けた卸売業者として水産物の安定供給を長年にわたり営んでおります。私たちは生鮮食料品を供給する流通システムの一員として基幹的役割を果たすと同時に、食文化を創造し社会に貢献することが使命・社会的責任であると考えています。
2	法令・企業倫理の遵守 私たちの職場は農林水産大臣より認定された札幌中央卸売市場において札幌市長から許可を得ている公共性の高い職場です。全ての業務において法令を遵守するとともに、会社が定めた諸規定に則り日々業務に努めます。
3	公正かつ適切な取引 私たちは、取引先に対して公正で自由な競争に基づき、商品を適正な価格で、安定した供給をする事が最大の使命であると考えます。
4	情報管理・守秘義務 私たちは、業務上知り得た社内及び顧客、取引先、関係先の情報を厳正に管理し、漏洩や不正使用を行いません。業務上知り得た情報、情報機器、文書等の管理の重要性を認識し、厳重な管理を行います。
5	知的財産の尊重 私たちは、他社、他人の知的財産を尊重し、権利を侵害しません。
6	会社資産の保護・維持 私たちは、会社の資産を大切に扱い、害するような行為は行いません。
7	人権の尊重 私たちは、基本的人権を尊重し、いかなる差別や嫌がらせも行いません。
8	社会的な良識的行動 私たちは、取引先と健全な関係を維持し、社会常識を超える贈答・接待等を行わず、良識ある行動をとります。
9	反社会的勢力との関係断絶 私たちは、反社会的勢力とは関わりを持たず、その脅威には屈しません。
10	良い職場環境 私たちは、労働法令や社内規定を遵守し、健全で健康的に働くことができる職場環境をつくり、風通しの良い企業風土の確立に努めます。
11	環境問題 私たちは、環境問題に積極的に取り組みます。
12	役員の率先垂範 私たち役員は、この行動規範を自ら率先垂範し、社内への周知徹底とその精神の実現に努めます。

(出所) 丸水札幌中央水産 HP

(5) 内部環境・外部環境

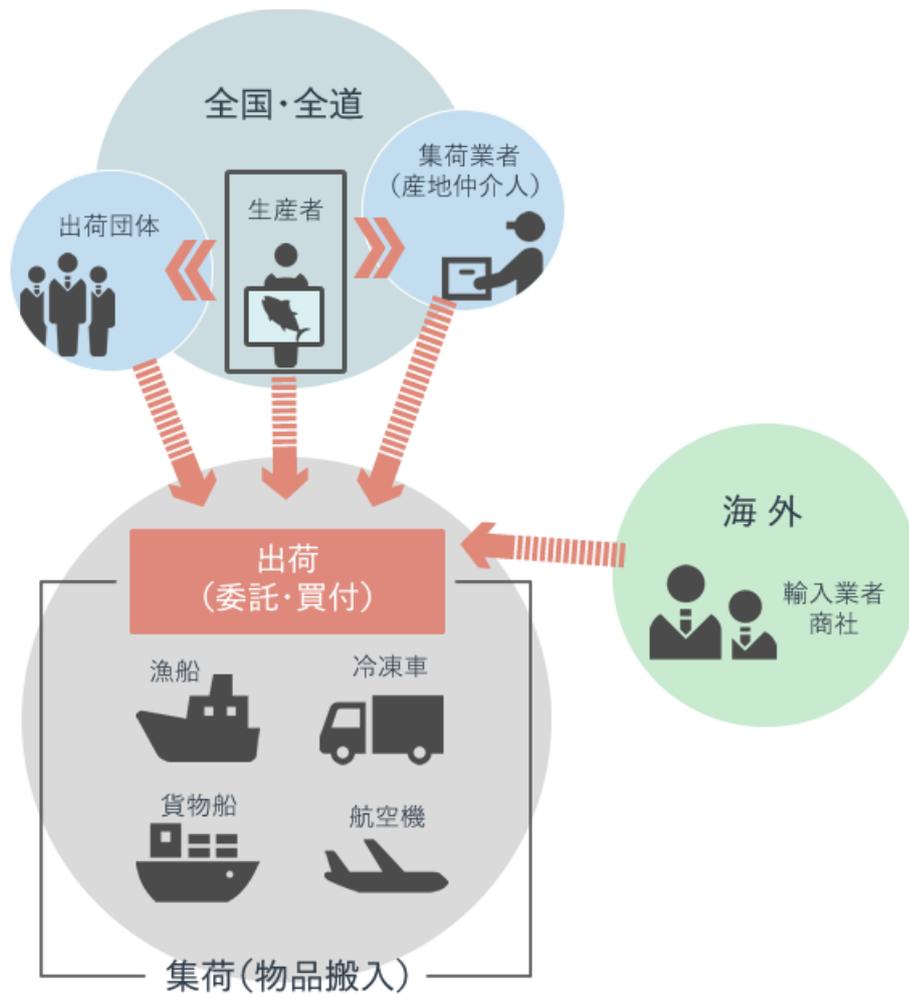
①内部環境

ア. 集荷・買付・販売機能

丸水札幌中央水産は、水産物の「総合商社」として北海道、全国、世界から多種多様な水産物を集荷し、公正・迅速に卸売を行っている。

北海道及び全国で水揚げされる魚介類や、世界中から輸入される冷凍品・加工品等を独自のネットワークで集荷するとともに、生産者、出荷者、集荷業者、輸入業者等の出荷者から多種多様な水産物を委託もしくは買付をした後、公正で迅速な価格形成機能のもと、仲卸業者や売買参加者に販売している。以上より、丸水札幌中央水産は、円滑な流通を維持する中心的な機能を担っている。

図表 3 丸水札幌中央水産の集荷機能



(出所) 丸水札幌中央水産 HP

イ. 卸売機能

各地から集荷された水産物や商品を市場で受取り、卸売場に並べ、早朝から競りにかけ、仲卸業者や売買参加者に卸売を行っている。量販店や飲食店、加工業者等は、仲卸業者から新鮮な水産物等を仕入れた後、消費者へ小売販売する。

図表 4 卸売の流れ



(出所) 丸水札幌中央水産 HP

ウ. 商品企画・開発機能

<p>商品企画</p>		<p>社内各部との情報交換により、最新の消費動向や売れ筋情報を的確に掘り起こし、鮮魚から各種加工製品まで、水産物に関する深い知識と技術に加え、食生活における消費者ニーズを的確にキャッチするネットワーク体制が、独自の商品企画を可能にしている。</p>
<p>商品開発</p>		<p>時代とともに変化する消費者の嗜好、多種多様なニーズに対応するため、積極的な商品開発に取り組んでいる。商品アイデアを具現化する「テストキッチン」では、実際に調理と評価を行い、素材一つ一つの特長を生かしたオリジナルな商品開発を実践するほか、安全・安心を確保する厳格な品質管理のもとで、付加価値の高い商品開発を行っている。</p>

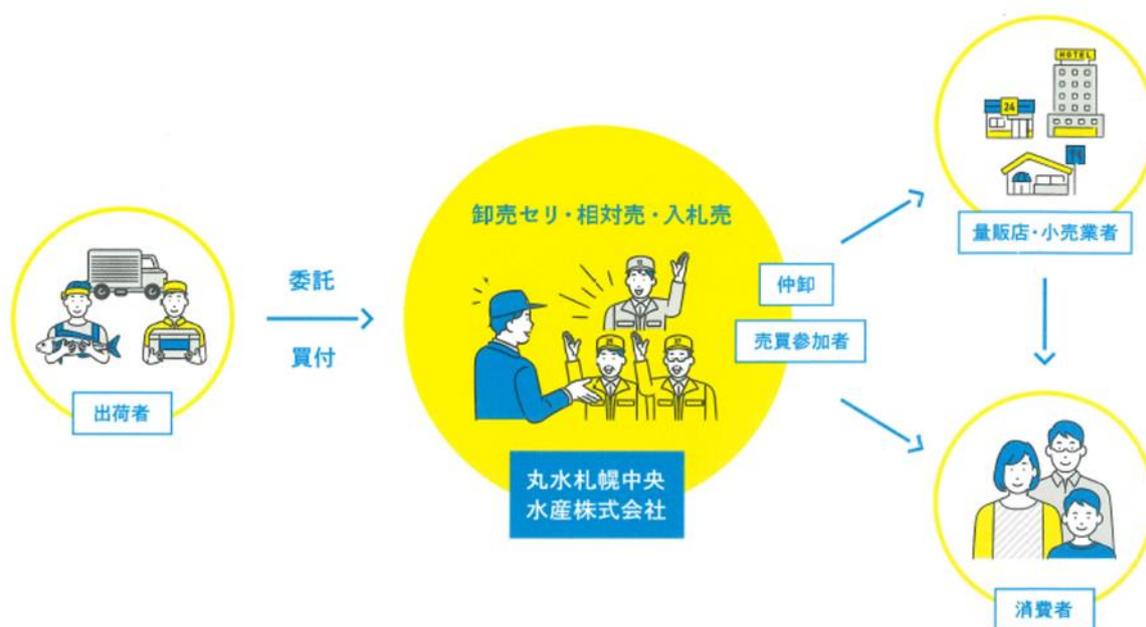
(写真出所) 丸水札幌中央水産 HP

Ⅰ. 水産物をはじめとする食の安定供給機能

昨今、海洋環境の変化や漁業者の減少等、水産業を取り巻く課題等が山積する状況ではあるが、丸水札幌中央水産は、半世紀以上にわたり、北海道民の台所として生鮮水産物を中心とした食料品の安定供給に努めている。

現在(2023年12月末現在)、丸水札幌中央水産へ水産物をはじめとする商品を出荷する生産取引企業数(生産業者の顧客数)は4,197社、販売先顧客数は1,332社となっており、半世紀以上にわたって築き上げた国内外のネットワーク網を活用しながら、「食の安定供給機能」として生産者と消費者をつないでいる。

図表 5 丸水札幌中央水産が担う「食の安定供給機能」



(出所) 丸水札幌中央水産パンフレット

【ポイント】

- ・水産物の「総合商社」として北海道、全国、世界から多種多様な水産物を集荷し、公正・迅速に卸売を行っている。
- ・半世紀以上にわたって築き上げた国内外のネットワーク網を活用して「食の安定供給機能」として生産者と消費者をつないでいる。
- ・消費者ニーズに対応した商品企画や開発を独自にできる社内体制である。

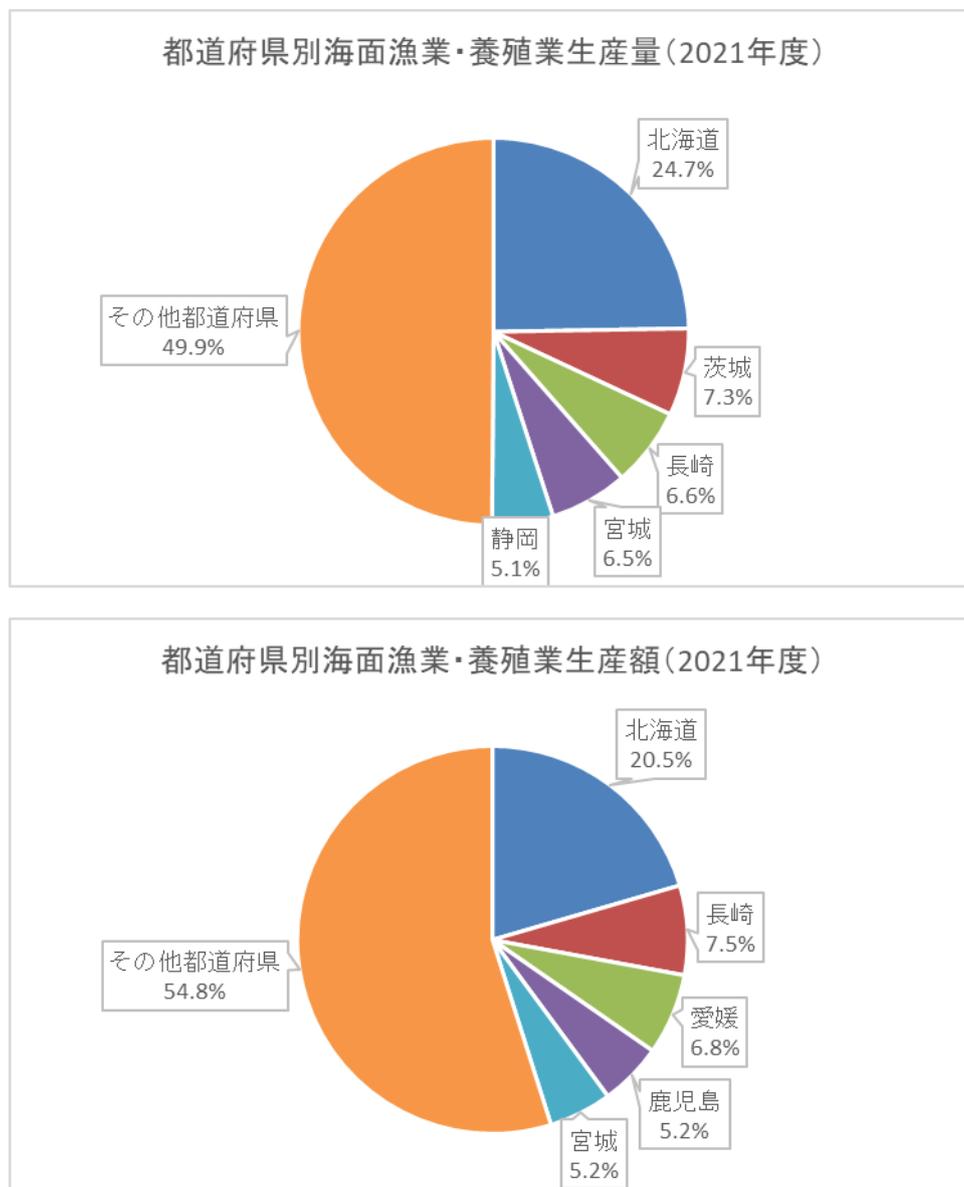
②外部環境

北海道は、漁業生産量・生産額ともに全国で第 1 位の規模であり、日本の水産物供給の中心的な役割を果たしている。また、北海道の水産物は絶大な人気を誇り、広く国内・海外から商品価値が高く認められている。しかしながら、近年の海洋環境の変化や国際的な漁業規制により、漁業ばかりではなく、水産加工業での原材料不足など、漁獲量の減少による影響が生じてきている。

ア. 都道府県別漁業生産量・生産額

北海道の漁業生産量と生産額は、量、金額ともに都道府県別で第 1 位の生産規模であるとともに、全国の約 2 割を占めている。

図表 6 都道府県別海面漁業・養殖業の生産量と生産額（2021 年度）

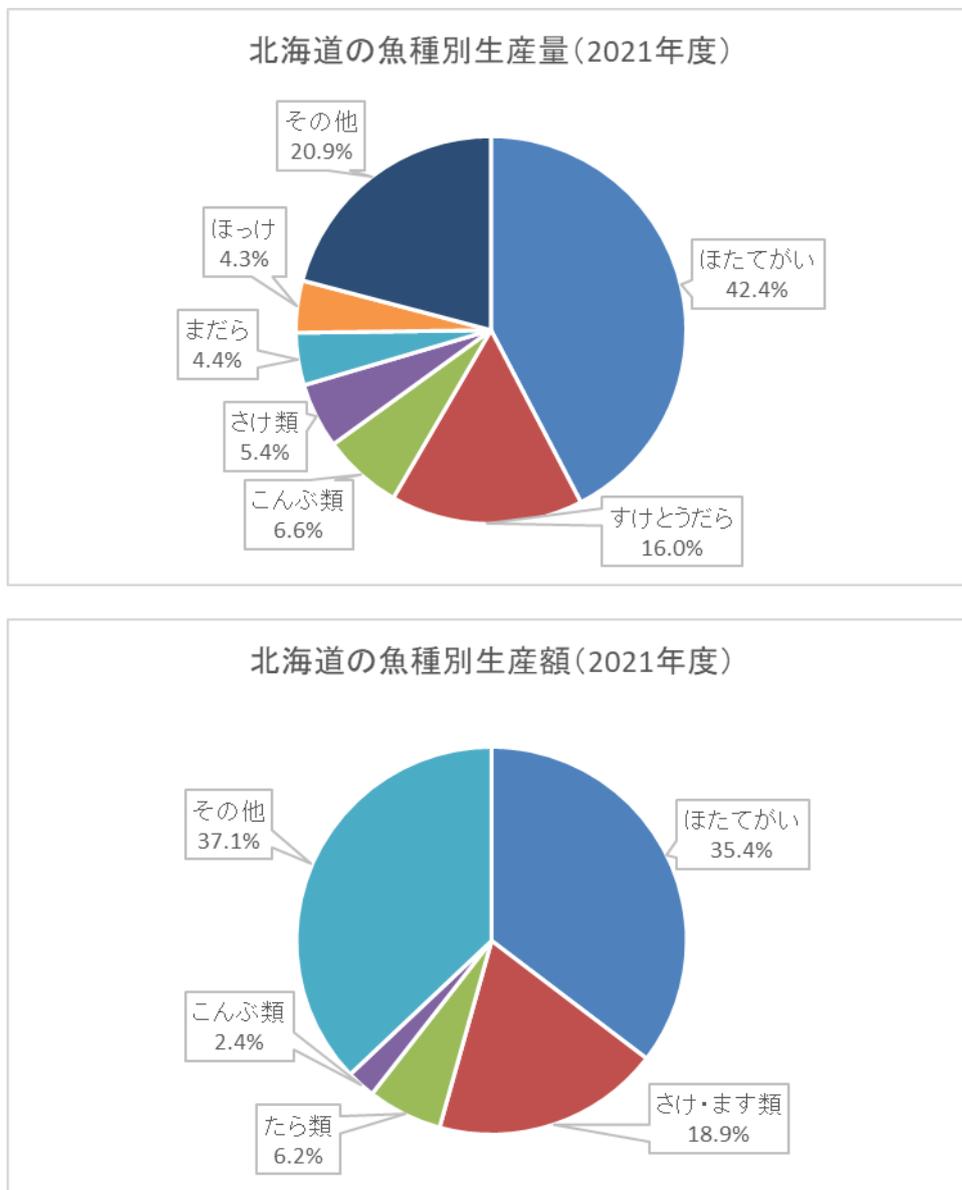


（出所）農林水産省の各種統計資料に基づき道銀地域総合研究所が作成

イ. 北海道の魚種別生産量・生産額

北海道の海面漁業・養殖業における生産量に占める魚種別の構成割合は、ほたてがいが約42%と最も多く、次いで、すけとうだら、こんぶ類、さけ類、まだらの順となっており、この5魚種で全体の約7割を占めている。また、生産額では、ほたてがいが約35%と最も多く、次いで、さけ・ます類、たら類となっている。

図表 7 北海道の魚種別生産量と生産額（2021年度）



(出所) 農林水産省の各種統計資料に基づき道銀地域総合研究所が作成

ウ. 北海道の水産業を取り巻く環境

昨今の北海道の漁業生産量は 100 万トンを下回る年も見られ、最も多かった 1987 年の 305 万トンに比べると約 3 割程度まで減少している。その要因としては、200 海里制にともなう遠洋漁業からの撤退のほか、北海道周辺海域における様々な漁業資源の減少、地球温暖化による環境変動等が推測される。魚種については、近年、北海道を代表するサケやサンマ、スルメイカ、コンブ等の減少が大きくなっている。

漁業経営に関しては、2021 年度の漁業経営体数は 9,560 経営体で、前年度に比べて 590 経営体が減少している。一方、漁業就業者は 2 万 2,470 人、年齢構成については男子就業者の 35%が 60 歳以上であり、高齢者の割合が高い状態にある。

2023 年には、東京電力福島第 1 原発処理水の海洋放出を巡り、中国が日本水産物の輸入を全面停止したあおりを受け、北海道のオホーツク地方ではホタテの出荷が停滞しており、水産加工会社を中心に影響が深刻化している。

エ. 北海道の水産業に対する行政の取組み

北海道の水産業は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業生産の低迷や漁業就業者の減少など厳しい状況に直面している一方、水産業や漁村に関する国民の期待は多様化している状況にある。

このような状況を踏まえ、北海道では 2002 年 3 月に「将来にわたっての安全かつ良質な水産物の安定的供給」、「地域を支える活力のある産業としての水産業の発展」、「水産業の基盤のみならず自然とのふれあいなど多様な機能を発揮する漁村の発展」を基本理念とする「北海道水産業・漁村振興条例」を制定するとともに、2003 年 3 月から「北海道水産業・漁村振興推進計画」（現在、第 5 期：2023～2027 年）に基づき、水産業及び漁村の振興を総合的、計画的に推進している。

特に、2022 年度は主要魚種の生産減に加え、太平洋で発生した赤潮による漁業被害や新型コロナウイルス感染拡大の影響への対応があったことに加え、2023 年度については、先述のとおり中国へのホタテ出荷の停滞の問題があった。

北海道としては、将来にわたり安心して漁業を営むことができる持続的な北海道の水産業・漁村を確立するため、喫緊の課題や新たな課題・役割に対応する必要があることから、「海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と新たな生産体制の構築」、「持続可能で魅力ある漁業経営体の育成と人材確保」、「消費者ニーズに合った道産水産物の供給力強化」、「水産業を核とした漁村の活性化」、「水産技術の向上と道民理解の促進」を施策の柱として対策に取り組んでいる。

【ポイント】

- ・北海道の漁業生産量と生産額は、量、金額ともに都道府県別で第 1 位の生産規模であるとともに、全国の約 2 割を占めている。
- ・昨今の北海道の漁業生産量は 100 万トンを下回る年も見られ、最も多かった 1987 年の 305 万トンに比べると約 3 割程度にまでに減少している。
- ・北海道の水産業は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業生産の低迷や漁業就業者の減少等により厳しい状況に直面している。

(6) SDGs への理解と取組み

①持続可能な魚種の調達に向けた取組み

丸水札幌中央水産は、自然資源の持続可能性と事業活動の継続的発展の両立を目指し、各種国際認証を取得している。

ア。「MSC (CoC)」の認証取得

2008年7月4日、海洋環境の保全と天然水産資源の持続的な利用促進に取り組む国際機関「MSC (Marine Stewardship Council : 海洋管理協議会)」の流通加工管理認証である「CoC (Chain of Custody : 「管理の連鎖」を意味する) 認証」を取得した。

これは、「海の環境を保全しながら、天然海産物の持続的な利用を実現する資源・環境配慮型漁業で漁獲された水産物」が加工・流通など全ての過程において適切に管理されていることを認証するものである。

MSC は、国際的な第三者機関として高い評価を受けており、「CoC 認証」を受けた企業は、「MSC 認証漁業」によって生産された水産物の取り扱いはもちろん、「MSC (CoC)」のロゴマークを使用することができ、これによって消費者は店頭で、環境に配慮した製品であることがわかる仕組みになっている。「環境にやさしい」のはもちろん、魚介類の生態系を尊重した漁法によって水揚げされるため、味や品質、安全性にも定評がある。丸水札幌中央水産は、今後も札幌市中央卸売市場の卸売業者として、さまざまな水産物について「CoC 認証」の取得を図り、水産資源の有効活用と安全・安心な水産物の供給に努めていく。

イ。「ASC (CoC)」の認証取得

2015年12月25日、取得済みの「MSC (CoC) 認証」に続いて、責任ある養殖水産物のための認証と、ラベリングの制度が世界をリードすることで、責任ある養殖に関する世界基準を管理することを目指す国際機関「ASC (Aquaculture Stewardship Council : 水産養殖管理協議会)」の流通加工認証である「CoC 認証」を取得した。

「ASC」は持続可能で高タンパクな食料資源を求める動きが活発になる中で、環境に大きな負担をかけず、地域社会にも配慮した養殖業を認証し、責任ある養殖水産物であることがわかるようにエコラベルを貼付してマーケットや消費者に届けることを推進していく機関として将来的に大いに期待されている。

「CoC 認証」を受けた企業は、「ASC 認証」を取得した養殖場によって生産された養殖水産物の取扱いとともに、「ASC (CoC)」のロゴマークを使用することが可能となり、このラベルによって消費者がこれらの製品を選ぶことにより、持続可能な水産物の取組みを後押しすることとなる。

MSC Chain of Custody Certificate

Marusui Sapporo Chuo Suisan Co., Ltd. has been certified in accordance with the requirements of the Marine Stewardship Council Chain of Custody Standard (Version 5.0, March 2019).

Marusui Sapporo Chuo Suisan Co., Ltd.

Nishi 20-2-1, Kita 12-jou, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido 060-8505, JAPAN



Activity: Trading Fish (Buying/Selling), Storage, Wholesale
Species: Chinook salmon, Chum salmon, Coho-silver salmon, Pacific Halibut, Pink salmon, Sablefish, Snow crab, Socorro red salmon, Walleye pollock, Yellow scallop

MSC CoC certificate registration code: MSC-C-00984
Certificate issue date: September 08, 2020
Date of expiry: September 07, 2023

This issuer of the fish or fish products sold as MSC certified ones, after getting approval to do so from MSC, will be not allowed to sell such fish products unless they meet all requirements. This issue and validity of certification is available on the MSC website (publications).

Accreditation number: ASI-ACC-039
AMITA CORPORATION
3-6-7 Konanbashi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0046, JAPAN

Takaki Daiti
Name of the issuer
September 08, 2020

(写真) 「MSC (CoC)」認証

ASC Chain of Custody Certificate

Marusui Sapporo Chuo Suisan Co., Ltd. has been certified in accordance with the requirements of the Aquaculture Stewardship Council Chain of Custody Standard (Version 5.0, March 2019).

Marusui Sapporo Chuo Suisan Co., Ltd.

Nishi 20-2-1, Kita 12-jou, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido 060-8505, JAPAN



Activity: Trading Fish (Buying/Selling), Storage, Wholesale
Species: Atlantic Salmon, Giant tiger prawn, Pangasius, Rainbow Trout, Tilapia (Nile), Whiting shrimp

ASC CoC certificate registration code: ASC-C-00908
Certificate issue date: September 08, 2020
Date of expiry: September 07, 2023

This issuer of the fish or fish products sold as ASC certified ones, after getting approval to do so from MSC, will be not allowed to sell such fish products unless they meet all requirements. This issue and validity of certification is available on the ASC website (publications).

Accreditation number: ASI-ACC-039
AMITA CORPORATION
3-6-7 Konanbashi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0046, JAPAN

Takaki Daiti
Name of the issuer
September 08, 2020

(写真) 「ASC (CoC)」認証

ウ. マリン・エコラベル・ジャパン (MEL) の認証取得

マリン・エコラベル・ジャパン(以下、MEL)は、水産資源と海にやさしい漁業や養殖業を応援する制度である。「持続可能な水産物」を「将来の世代にわたって最適利用ができるよう、資源が維持されている水産物」と意義付け、資源と生態系の保護に積極的に取り組んでいる生産者を認証し、その製品に水産エコラベルをつけて流通させるものである。

丸水札幌中央水産は、MEL 流通加工段階認証 (CoC) 取得により、北海道及び日本の水産業界の新たな発展と SDGs 達成を目指すとともに、「海の豊かさを守る」ことに貢献していく。



(写真) 「MEL」認証

②将来的な SDGs の推進

丸水札幌中央水産は、国連が提唱する「持続可能な開発目標 (SDGs)」に賛同し、持続可能な社会の実現に向け、以下の項目を中心に取り組みを図っている。

<p>環境にやさしい企業の実現</p>	<p>豊かな海を守り持続可能な水産資源の流通・加工を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ各社で MSC、ASC、MEL の CoC 認証を取得していきます ・フェアトレードを推進します ・日々の節電やクールビズ・ウォームビズに取り組みます ・脱プラスチックに向けて 3R を徹底します ・脱炭素社会実現のためモーダルシフトを推進します 	
<p>健康経営の実現</p>	<p>働き甲斐のある、やる気や笑いあふれた職場をつくります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康優良法人、WLBplus 企業の認証を取得します ・札幌市子育て支援宣言や札幌市 LGBT フレンドリー企業として優しい企業を目指します ・健康診断をはじめ社内禁煙運動やスポーツの推進などで社員の健康を応援します ・AI や RPA を活用し働き方改革を推進します 	
<p>食の安全と地域貢献</p>	<p>安全で安心な食品の流通と食を通じた健康や地域貢献を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HACCP 認証を取得しより安全安心な取り組みを推し進めます ・食品表示検定を義務化し社員の意識向上に努めます ・食のライフラインとしての使命を全うし地域の食を守ります 	
<p>持続可能な企業へ</p>	<p>健全で透明性の高い誠実な企業経営を行い市場と共に持続的に成長します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの遵守 ・コーポレートガバナンスの構築と実践 ・生産者、出荷者から販売先、開設者等との協働 	

(出所) 丸水札幌中央水産 HP

2. 【丸水札幌中央水産】の包括的分析

セグメント、エリア及びサプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因を包括的に検討した。

(1) 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、道銀地域総合研究所が定めるインパクト評価の手続きを実施した。まず、丸水札幌中央水産の事業については、国際標準産業分類における「農産品原料及び生き物の卸売業」に整理した。事業別の UNEP FI の分析ツールによるポジティブ、ネガティブなインパクトエリアの判定結果は、以下の通り。各インパクトエリア内で該当したインパクトトピックの内訳は、別表 1 のとおり。

《産業分類別及び全体の特定したインパクトの一覧》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	4620 農産物原料及び生き物の卸売業	
		ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	●
	生計	●	●
社会経済	健全な経済	●	
環境	気候の安定性		●
	生物多様性と生態系		●
	サーキュラリティ		●

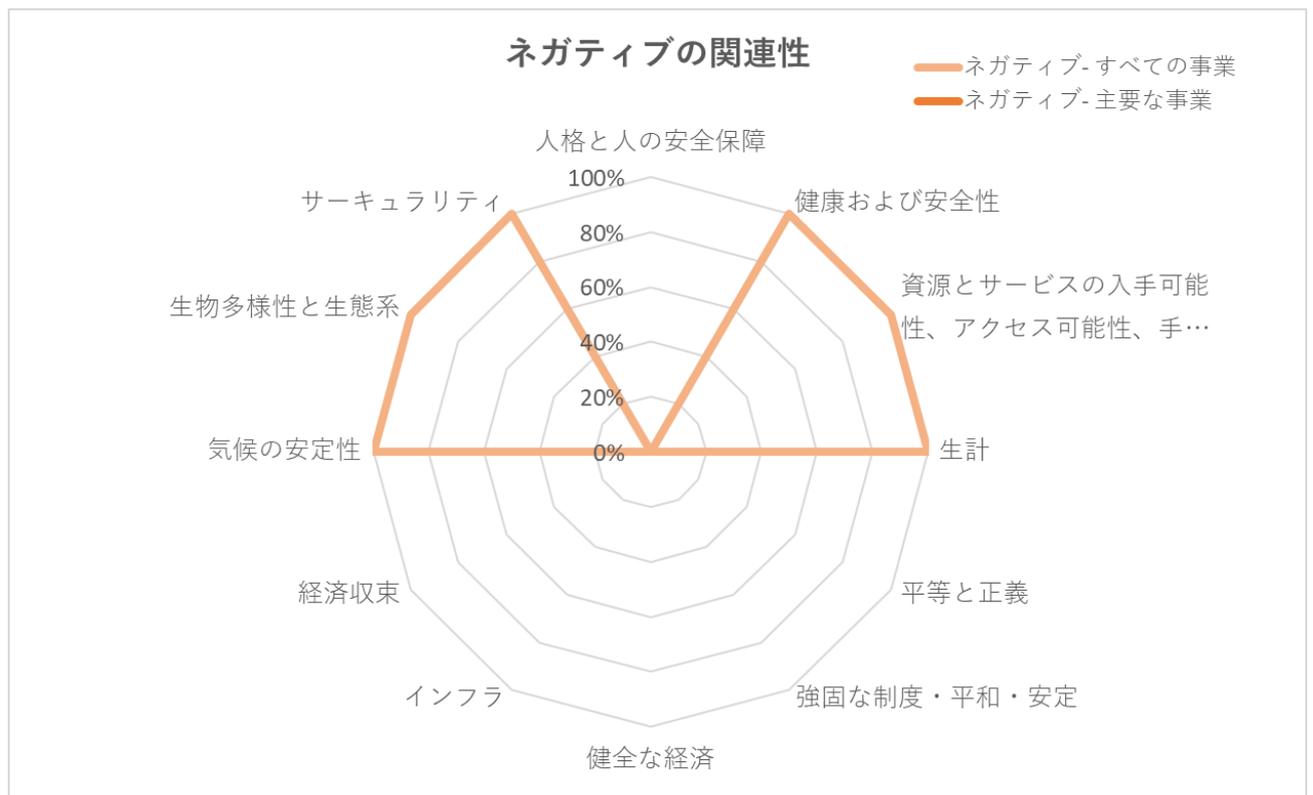
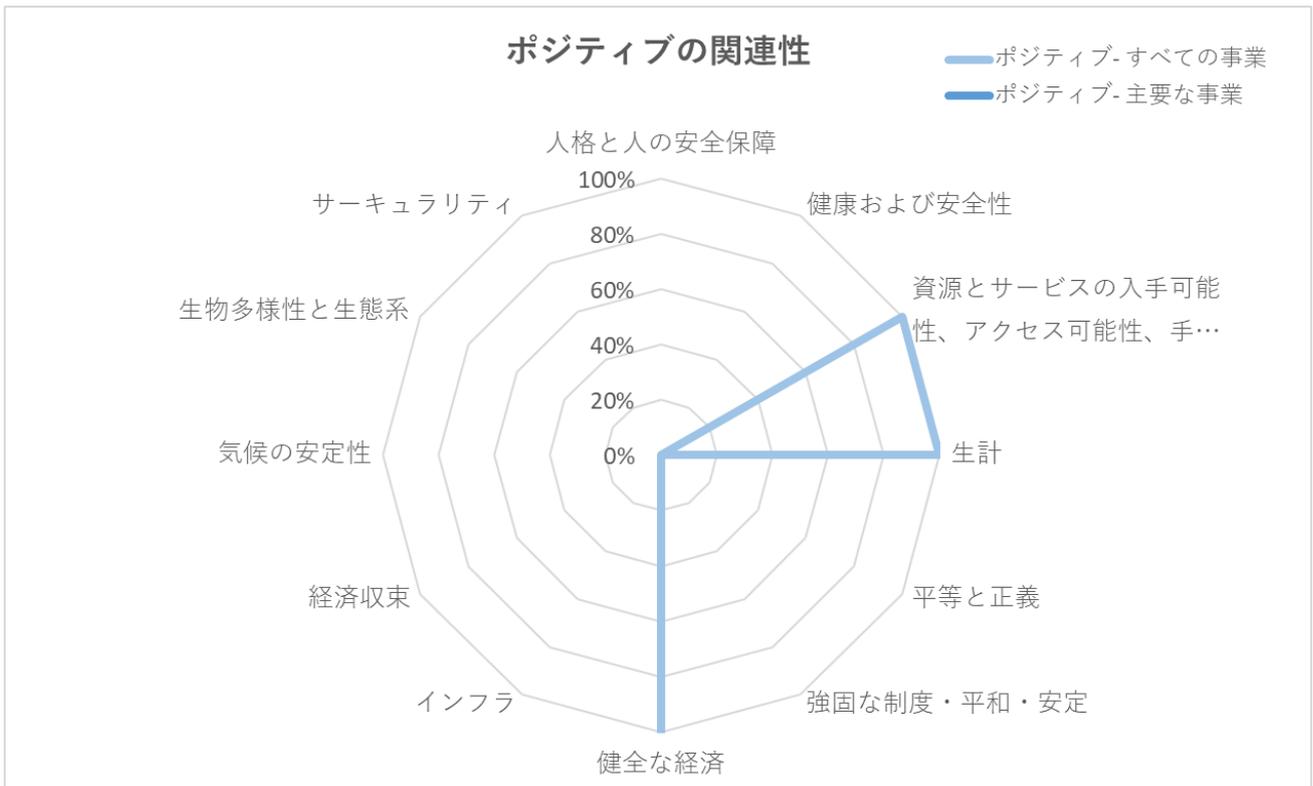
(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

《別表 1》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	4620 農産品原料及び生き物の卸売業		
			ポジティブ	ネガティブ	
社会	人格と人の安全保障	紛争			
		現代奴隷			
		児童労働			
		データプライバシー			
		自然災害			
	健康および安全性	—		●	
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水			
		食料	●		●
		エネルギー			
		住居			
		健康と衛生			
		教育			
		移動手段			
		情報			
		コネクティビティ			
		文化と伝統			
		ファイナンス			
	生計	雇用	●		
		賃金	●		
		社会的保護			●
平等と正義	ジェンダー平等				
	民族・人種平等				
	年齢差別				
	その他の社会的弱者				
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配			
		市民的自由			
	健全な経済	セクターの多様性			
		零細・中小企業の繁栄	●		
	インフラ	—			
経済収束	—				
環境	気候の安定性	—		●	
	生物多様性と生態系	水域			●
		大気			●
		土壌			
		生物種			●
		生息地			●
	サーキュラリティ	資源強度			
		廃棄物			●

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

<全体のデフォルトインパクトレーダー>



(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

これらの集約結果、及び丸水札幌中央水産の個別要因を加味した修正結果は、以下の通り。インパクトトピック単位での修正内容は、別表2のとおり。

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	変更前		変更後	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性		●		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	●	●	
	生計	●	●	●	●
	平等と正義				●
社会経済	健全な経済	●		●	
環境	気候の安定性		●		●
	生物多様性と生態系		●		●
	サーキュラリティ		●		●

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

まず、UNEP FI が定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトが発現するインパクトトピックとして「食料」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」を確認した。一方、ネガティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして、「健康および安全性」、「食料」、「社会的保護」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「生物種」、「生息地」、「廃棄物」を確認した。なお、標準値からの追加・削除したインパクトエリア／トピックは以下のとおり。

		インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	追加・削除した理由
追加項目	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	労働環境の改善や社内教育の推進を通じて人材育成の強化に注力しているため、ポジティブ・インパクトの対象に追加した。
	ネガティブ・ インパクト	社会	平和と正義	ジェンダー平等	ダイバーシティの取組み等により労働環境の改善を図っているため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。
				民族・人権平等	
				年齢差別	
その他の社会的弱者					
削除項目	ポジティブ・ インパクト	社会	生計	賃金	当該インパクトトピックに該当する活動がないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
	ネガティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	食料	自社の取組みが食料のアクセスを奪う、または、不健康・不適切な食料へのアクセスを促す要因がないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
		環境	生物多様性と生態系	水域	事業活動において大量の排水・廃油・粉塵等が出る工程がないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
				大気	
		サーキュラリティ	廃棄物	事業活動において大量の廃棄物が出る工程がないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。	

《別表 2》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全業種		全業種	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷				
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害				
	健康および安全性	—		●		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		●	●	●
		食料				
		エネルギー				
		住居				
		健康と衛生				
		教育				
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統				
		ファイナンス				
	生計	雇用		●		●
		賃金		●		
		社会的保護			●	●
平等と正義	ジェンダー平等				●	
	民族・人種平等				●	
	年齢差別				●	
	その他の社会的弱者				●	
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
	インフラ	零細・中小企業の繁栄		●		●
経済収束	—					
環境	気候の安定性	—		●		●
	生物多様性と生態系	水域			●	
		大気			●	
		土壌				
		生物種			●	●
		生息地			●	●
	サーキュラリティ	資源強度				
		廃棄物			●	



(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

3. インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

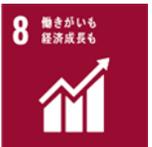
インパクトテーマと、PIF 原則及びモデル・フレームワークにより、特定したインパクトエリアまたはトピックの関連は、以下のとおり。

	インパクトテーマ	特定したインパクトエリア	特定したインパクトトピック
I	食糧の安定供給に向けた取組み	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	食料
		健全な経済	零細・中小企業の繁栄
II	持続可能な魚種の調達に向けた取組み	生物多様性と生態系	生物種、生息地
III	環境配慮に向けた取組み	気候の安定性	—
IV	働きやすい職場づくりに向けた取組み	健康および安全性	—
		資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育
		生計	雇用、社会的保護
		平等と正義	ジェンダー平等、民族・人権平等、年齢差別、その他の社会的弱者

4. 丸水札幌中央水産に係る本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

特定したポジティブ・インパクト（以下、PI）とネガティブ・インパクト（以下、NI）の内容を記載する。

（1）食糧の安定供給に向けた取組み

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上
インパクト エリア/トピック	PI：〈食料〉、〈零細・中小企業の繁栄〉
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	食糧の安定供給に向けた取組み
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・養殖水産物の取扱量の安定確保 【KPI】 ・2030 年度末までに養殖水産物の取扱量の目標 5,500 トン

①年間取扱量の安定確保（PI：〈食料〉、〈零細・中小企業の繁栄〉）

北海道は、漁業生産量・生産額ともに全国で第 1 位の規模であり、日本の水産物供給の中心的な役割を果たしている一方で、近年、北海道の漁業生産量は 100 万トンを下回る年も見られ、最も多かった 1987 年の 305 万トンに比べると約 3 割程度まで減少している。さらに、北海道の水産業は周辺水域の資源状況の悪化、漁業生産の低迷や漁業就業者の減少など厳しい状況に直面している。

以上の状況に加え、消費者からは「ニーズに合った北海道産水産物の供給力強化」等が求められているが、現状の漁船漁業においては、天候・海況によって生産活動が制限されることで、「定質・定量・定時・定価格」の魚介類を計画的に生産することが難しくなっている。

その一方で、養殖水産物は漁船漁業では対応しづらい商品の提供を目指すことが可能で、季節を問わず「定質・定量・定時・定価格」といったマーケットインに対応が可能なおことに加え、需要と生産サイクルに応じた計画的な生産を図ることができるメリットがあることから、前述の「ニーズに合った北海道産水産物の供給力強化」を目指すべく、水札幌中央水産グループとしては養殖水産物の取扱量の増加を視野に入れている。

但し、以下の表が示す通り、2021 年と 2022 年は、コロナ禍の影響により国内養殖のマグロやタイ、ハマチといった魚種が販売不振となり、極端に相場が下落したため、国の支援策（例：需要停滞で過剰供給分の買取・冷凍保管の支援）により取扱量が増加したことに加え、海外の養殖水産物についても、円安の影響で養殖サーモンやマス、エビ等の価格が暴落して、取扱量が急激に増加するなど、養殖水産物は世界情勢の影響等により需給バランスが崩れやすく、価格の乱高下を招きやすい側面もある。

現状、国際情勢の不安定化、エネルギーや資源価格の高騰や高止まり懸念等の不安要素を抱えながらも、「定質・定量・定時・定価格」のニーズに対応すべく、生産者とともに生産・流通・販売が一体となったサプライチェーン全体の付加価値向上（バリューチェーン）の取組みを図り、生産取引企業数 4,197 社、販売先顧客数 1,332 社を抱える丸水札幌中央水産グループが一丸となって、北海道のリーディングカンパニーとして水産物の安定確保・供給に引き続き努めていく。

図表 8 丸水札幌中央水産の養殖水産物の取扱量の推移

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2030 目標値
取扱量(トン)	3,300	4,211	6,041	7,286	4,412	5,500

（出所）丸水札幌中央水産

(2) 持続可能な魚種の調達に向けた取組み

項目	内容
インパクトの種類	NI の低減
インパクト エリア/トピック	NI : 〈生物種〉、〈生息地〉
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	持続可能な魚種の調達に向けた取組み
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・持続可能な魚種の調達に向けた継続的な取組み 【KPI】 ・MSC (CoC) 認証取得品目数 10 魚種(2023 年度末)→12 魚種(2030 年度末) ・ASC (CoC) 認証取得品目数 6 魚種(2023 年度末)→10 魚種(2030 年度末)

① 持続可能な魚種の調達 (NI : 〈生物種〉、〈生息地〉)

先述のとおり、MSC (CoC) 認証は、水産資源と環境に配慮した持続可能な漁業の普及に取り組む国際的な非営利団体である MSC による、水産資源や海洋環境に配慮した持続可能な漁業で獲られ、製品の加工・流通でも適切な基準を満たしている認証制度である。ASC (CoC) 認証は、責任ある養殖漁業を推奨する非営利団体である ASC による、環境と人権に配慮した責任ある養殖業で生産された水産物に認められる認証制度である。

現状、日本においては、①認証審査データ提出作業の煩雑さ、②認証費用が廉価ではないこと、③日本の消費者の認知度が低く普及していない (MSC が 2020 年 1 月から 3 月に実施した調査では、日本の MSC 認証ラベルの認知度 19%、23 カ国平均 46%) といった理由から、MSC/ASC (CoC) 認証が他国と比較して普及が遅れている。

日本は水産物消費が多く、消費者が MSC/ASC (CoC) 認証の商品を購入することは、世界の持続可能な漁業や水産養殖業に携わる人々への支援となり、消費者の理解が日本の MSC/ASC (CoC) 認証の普及にもつながると期待される。

当社では、2008 年から MSC 認証商品の取扱いを開始しており、2024 年 3 月時点で 10 魚種となっている。また、ASC 認証商品は 2015 年から取扱いを開始し、2024 年 3 月時点で 6 魚種を取扱っており、環境に大きな負担をかけず地域社会や人権にも配慮した「責任ある養殖水産物」の普及を通じ持続可能な調達を目指している。

以上のことから、丸水札幌中央水産としては、引き続き MSC/ASC (CoC) 認証取得の維持を図っていくことに加え、取扱対象魚種の増加を図っていく。また、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業者や養殖業者を認証する MEL の取得維持に加え、これらの漁業者や養殖業者の対象魚種の取扱増加にも対応していく。

図表 9 丸水札幌中央水産 MSC/ASC/MEL 対象魚種一覧 (2024 年 3 月末現在)

MSC	キングサーモン、シロザケ、ギンザケ、米国太平洋産ギンダラ、オヒョウ、カラフトマス、アラスカ産ベニサケ、スケソウダラ、ズワイガニ、ホタテ (10 魚種)
ASC	アトランティックサーモン、トラウト、ティラピア、パンガシウス、ブラックタイガー、バナメイ (6 魚種)
MEL	アキサケ、ウバガイ、ニシン、ホッケ他

(出所) 丸水札幌中央水産

(3) 環境配慮に向けた取組み

項目	内容
インパクトの種類	NI の低減
インパクト エリア/トピック	NI : 〈気候の安定性〉
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	環境配慮に向けた取組み
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・貨物輸送におけるモーダルシフトの推進 【KPI】 ・輸送に関する 2030 年までの年間の二酸化炭素排出削減 5 t- CO ₂ /2022 年→ 8 t- CO ₂ /2030 年

①モーダルシフトの推進 (NI : 〈気候の安定性〉)

丸水札幌中央水産では、二酸化炭素排出量削減の観点から、トラックによる貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道の利用へシフトするモーダルシフト※を推進しており、社会全体の気候変動リスクに対応している。

現状、食品流通では、トラックによる輸送が 97%を占めており、環境負荷の大きいトラック輸送への依存が高い一方で、積載率等の輸送効率性が低く、物流拠点における効率化も十分に進んでいないことに加え、物流には多種多様な事業者が携わっているが、事業者間での効率的な連携が十分に進んでいない。他方、鉄道輸送は、トラック輸送と比較して二酸化炭素排出原単位が少なく、かつ大量輸送が可能であることから、物流の低炭素化を進めるにあたっては、モーダルシフトの促進が極めて有効である。

温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会」実現への動きが始まっている中、物流に関わる企業においても、これまで以上に二酸化炭素削減について取組む必要性があるとともに、輸送現場で働くドライバー不足問題や労働環境の改善等も喫緊の課題であるため、モーダルシフトの推進はこれらの課題の解決に大きな可能性を有している。

2022 年、丸水札幌中央水産はグループ会社の株式会社エス・ケー・ラインと連携して、小樽・福岡間の食品輸送で鉄道を活用した「モーダルシフト」を導入した。主流のトラックとフェリーによる輸送に比べ、鉄道を活用することによって年間の二酸化炭素排出量を 5 t- CO₂ 削減することに成功した。

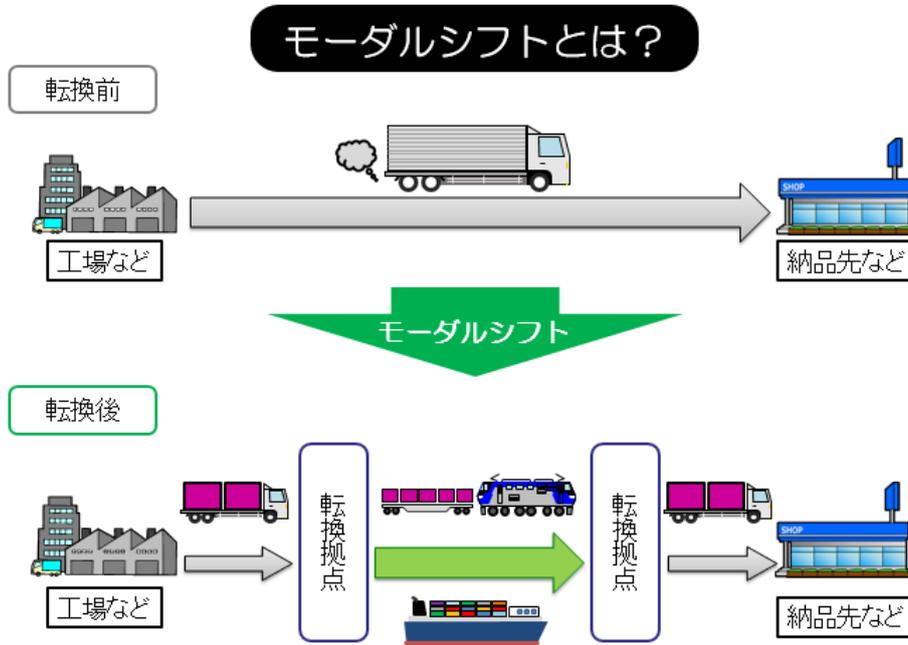
国土交通省によると、1 トンの貨物を 1km 運ぶ (= 1 トンキロ) ときに排出される二酸化炭素の排出量は、トラック (営業用貨物車) が 216g- CO₂/t-km であるのに対し、鉄道は 20 g- CO₂/t-km (約 1/11)、船舶は 43 g- CO₂/t-km (約 1/5) となっている (2021 年度試算)。つまり、貨物輸送の方法を転換することで、鉄道利用は 91%、船舶利用は 80%の二酸化炭素排出量を削減することが可能となる。

今後、丸水札幌中央水産では、輸送距離に応じた最適な配送方法の組み合わせ (トラック・鉄道・内航海運) の検討を図った上で、戦略的なモーダルシフトを実施し、さらなる二酸化炭素排出削減に取り組んでいく。

※モーダルシフト

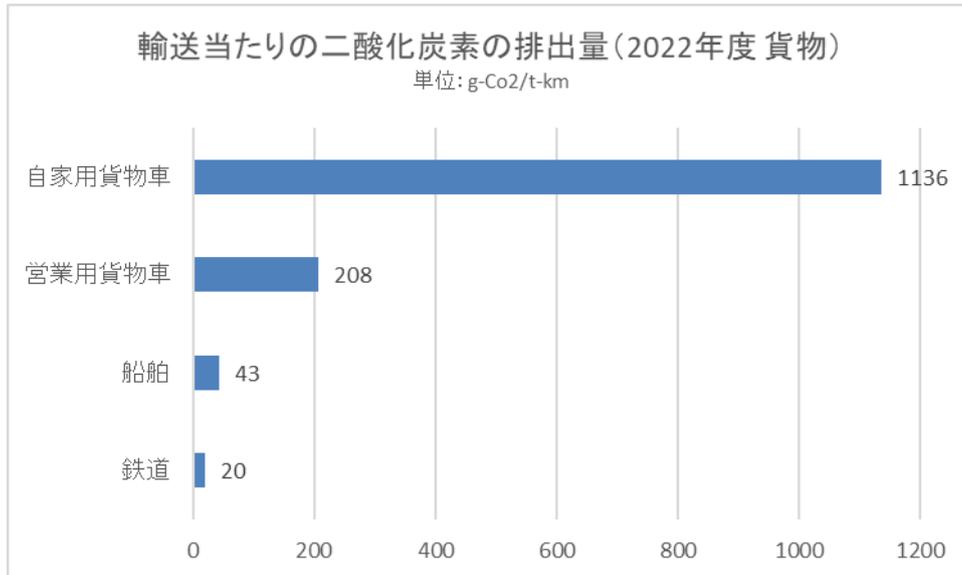
モーダルシフトとは、トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用への転換である。現在では、環境負荷の低減は多くの企業で社会的責任(CSR)と位置付けて、商品の生産から廃棄にいたる全ての場面で取組みを図っている一環として、輸送（物流）における環境負荷の低減にはモーダルシフトや輸配送の共同化、輸送網の集約等の物流効率化が有効であり、特にモーダルシフトは環境負荷の低減効果が大きい取組みである。

図表 10 モーダルシフト概念図



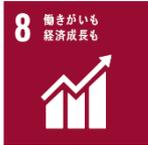
(出所) 国土交通省 HP

図表 11 輸送当たりの二酸化炭素の排出量



(出所) 国土交通省 HP

(4) 働きやすい職場づくりに向けた取組み

項目	内容												
インパクトの種類	PI の向上、NI の低減												
インパクト エリア/トピック	PI : 〈教育〉、〈雇用〉 NI : 〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉、〈ジェンダー平等〉、〈民族・人種平等〉、 〈年齢差別〉、〈その他の社会的弱者〉												
影響を与える SDGs の目標	   												
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への労働安全衛生に対する取組みのほか、社内教育の推進を通じて人材育成の強化に注力 ・多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立 												
毎年モニタリングする 目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働災害事故の発生防止 ・多様な人材の採用促進 ・役職者における女性の割合の向上 ・全社員平均有給休暇取得率の向上、全社員月間平均残業時間の削減 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働災害の発生件数ゼロ ・2030 年末までに多様な人材の採用増 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>女性雇用</td> <td>27 人／2023 年</td> <td>→ 30 人／2030 年</td> </tr> <tr> <td>障がい者雇用</td> <td>2 人／2023 年</td> <td>→ 3 人／2030 年</td> </tr> <tr> <td>外国人雇用</td> <td>0 人／2023 年</td> <td>→ 2 人／2030 年</td> </tr> <tr> <td>シニア層雇用（60 歳以上）</td> <td>12 人／2023 年</td> <td>→ 18 人／2030 年</td> </tr> </table> ・2030 年末までに役職者における女性の割合の向上(12%/2023 年→15%/2030 年) ・2030 年末までに全社員平均有給休暇取得率の向上(68.6%/2023 年→80.0%/2030 年) ・2030 年末までに全社員月間平均残業時間の削減(17.8 時間/2022 年→13 時間/2030 年) 	女性雇用	27 人／2023 年	→ 30 人／2030 年	障がい者雇用	2 人／2023 年	→ 3 人／2030 年	外国人雇用	0 人／2023 年	→ 2 人／2030 年	シニア層雇用（60 歳以上）	12 人／2023 年	→ 18 人／2030 年
女性雇用	27 人／2023 年	→ 30 人／2030 年											
障がい者雇用	2 人／2023 年	→ 3 人／2030 年											
外国人雇用	0 人／2023 年	→ 2 人／2030 年											
シニア層雇用（60 歳以上）	12 人／2023 年	→ 18 人／2030 年											

①社内教育の推進（PI：〈教育〉）

丸水札幌中央水産では、労働安全衛生に対する取組みのほか、社内教育の推進を通じて人材育成の強化に注力している。昨今、水産物卸売業界として人材教育は必要不可欠の課題となってきたことから、社員研修の実施により、全社員の業務スキルの標準化及び向上を図っていく。

また、先述のとおり、「安全で安心な食品の流通と食を通じた健康や地域貢献を進める」という自社目標の観点から、将来的な SDGs の取組みの一環として、全社員に対して食品表示検定試験受験の推進等に向けた取組みも図っていくため、今後、主に若手社員対象に水産関連の基礎知識等の研修に加え、業務の標準化を目指すために全社員を対象とした「Microsoft 365」に関する研修を会社独自で実施する予定である。

ア. 研修の実施状況

研修名	実施頻度	主な研修内容
新入社員研修	年 1 回	外部研修を活用して、ビジネスマナーやコミュニケーション、コンプライアンスなど新入社員が身につけるべき基礎能力を学ぶ。

イ. 労働安全衛生に対する取組み状況

研修名	実施頻度	主な研修内容
衛生委員会	月 1 回	月々の有給消化率、残業時間を元に、従業員の健康状態などを把握する。

②ダイバーシティの推進

(PI：〈雇用〉、NI：〈ジェンダー平等〉、〈民族・人種平等〉、〈年齢差別〉、〈その他の社会的弱者〉)

丸水札幌中央水産では、多様な人材の活用を推進している。性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働けるように職場づくりを進めている。近年、人口減少・少子高齢化が進む中、当社でも若年層の採用が課題となっており、幅広い分野で人手不足が深刻化しており、これまで以上に多様な人材の労働参加が重要となっている。

丸水札幌中央水産では、シニア層の雇用も推進しているほか、障がいを持つ従業員も採用しており、その他の従業員と同様にワークライフバランス（次ページ参照）を推進することで、安心して就労できる環境整備に向けた取組みを図っている。

ア. 従業員一覧(2023年12月末現在、単位：人)

全従業員数 133名 (2023年12月末現在)	男性	106	全従業員のうちパート従業員数	8
	女性	27	全従業員のうち60歳以上のパート従業員数	12
			全従業員のうち障がい者枠で雇用した従業員数	2

イ. 女性活躍推進・ダイバーシティの推進に向けた目標

項目	実績 (2023年12月末)	目標 (2030年12月末)
女性雇用数	27人	30人
役職者における女性の割合	12%	15%
障がい者従業員数(パート・アルバイト含む)	2人	3人
外国人従業員数(パート・アルバイト含む)	0人	2人
シニア層の従業員数(60歳以上)	12人	18人

③子育て支援の推進 (NI：〈社会的保護〉)

札幌市が主導する子育て世代の働きやすい環境を目指す企業が参加する取組みである「さっぽろ市民子育て支援宣言」※1について、丸水札幌中央水産は以下の項目で宣言を行い、企業として子育てと仕事の両立が可能な社会に向けた取組みを図っている。

「ノー残業デー」を導入し、家族団らんの時間が作れるようにします
年次有給休暇の計画的な取得を推進します
男性も育児休業をとりやすい職場環境づくりをしていきます
社員全員が子ども達の安全に配慮した運転をします

※1 さっぽろ市民子育て支援宣言



さっぽろ市民子育て支援宣言は、安心して子育てができる街「さっぽろ」をめざし、市民一人一人の子育て中の親子を支援する意識の向上を目的に、札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会で提案され始まった取組みである。宣言には、個人・団体・企業（札幌市内の企業、もしくは、札幌市内に支店がある企業）の3種類があり、種類ごとに宣言項目がある。2024年1月末現在、子育て支援宣言をした数は、個人 70,790人、団体（237団体）29,339人、企業（25企業）48,418人である。

④ワークライフバランスの推進（NI：〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉）

厚生労働省がこのほど公表した2023年「就労条件総合調査」によると、全国の年次有給休暇取得率の全業種平均が62.1%である中、「卸売業、小売業」の有休取得率は55.5%で平均を下回っている。

丸水札幌中央水産では、働き方改革関連法を遵守していることに加え、福利厚生充実、完全週休二日や各種休暇（育児休暇、介護休暇、子育て支援休等）、業務フローの改善を通じて、2023年12月末では全社員平均有給休暇取得率は68.6%、全社員月間平均残業時間は17.8時間ではあるが、2030年までには全社員平均有給休暇取得率80%、全社員月間平均残業時間13時間を目指している。

なお、丸水札幌中央水産は札幌市の「ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証」に登録しており、主に以下の内容を中心にワークライフバランスの取組みを図っている。

従業員の多様な働き方・生き方の選択を可能にする取組	従業員への配慮	短時間勤務や始業・終業時刻の繰上げ・繰下げによる勤務ができる
		テレワークなど在宅勤務ができる
		法定通り又はそれ以上の育児・介護休業が取得できる
		本人及び家族の妊娠期間中や子育て期間中に必要に応じて取得できる休暇や勤務時間の短縮制度がある
制度を利用しやすい職場環境の整備	その他（従業員以外の）育児、介護、地域活動、職業能力の形成等を支える社会基盤整備への貢献	（育児・介護休業法に基づき）職業家庭両立推進者を選任している（北海道労働局へ届出している）
		さっぽろ市民子育て支援宣言を行っている
健康で豊かな生活のための時間の確保	長時間労働の抑制	事業の繁閑に合わせた始業・就業時刻の繰上げ・繰下げによる勤務ができる
		ノー残業デーを実施する
		長時間労働をしている従業員の実態を把握し見直し検討をする
	休暇の取得促進	ゴールデンウィーク、夏休み、年末年始等、連続休暇の取得を促進する
		休暇計画の実行状況をチェックし、取得が進まない従業員には取得勧奨する
		個人別及び職場全体の有給休暇取得カレンダーを作成・周知する
休暇取得の低調な職場の管理監督者へ通知及び取得勧奨する		
就労による経済的自立の促進	若年者やパート労働者等の就労に対する配慮	インターンシップやトライアル雇用に協力する
		採用にあたって職業経験にこだわることなく、人物本位に適性や能力を正當に評価する
		（パートタイム労働法に基づき）短時間雇用管理者を選任している（北海道労働局に届出している）
女性の活躍の推進	男女ともに働きやすい職場づくり	人事配置、昇任、昇格は、性別ではなく、社員それぞれの能力に応じて行う
		セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止のため対策を行っている
	女性の活躍の推進	（男女雇用機会均等法）機会均等推進責任者を選任している（北海道労働局に届出している）
		女性の採用や応募を促すための取組を行っている

（出所）札幌市 HP

⑤その他 健康事業所宣言の認定（NI：〈健康および安全性〉）

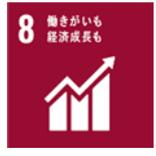
「健康経営」は、従業員の健康づくりを積極的に行うことで、生産性・収益性を高めていくという考え方で、厚生労働省及び経済産業省も積極的な普及活動を展開している中、北海道も協会けんぽ北海道支部と連携して健康事業所宣言の認定事業を行っている。2024年7月現在、北海道内で認定を受けている企業は3,204社、丸水札幌中央水産も認定を受けている。

5. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

(1) 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

丸水札幌中央水産の事業活動は、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットに以下のように関連している。

①食糧の安定供給に向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
	2.1	2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	8.4	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。

期待されるターゲットの影響としては、年間取扱量の安定確保や食品流通に関連する法令の改正等への対応を通じて、食糧の安定供給に向けた取組みに寄与する。

②持続可能な魚種の調達に向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
	14.2	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

期待されるターゲットの影響としては、各種認証取得により、持続可能な魚種の調達に向けた継続的な取組みに寄与する。

③環境配慮に向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

期待されるターゲットの影響としては、環境負荷の低減に向けた各種施策の実行することで、二酸化炭素排出の削減に寄与する。

④働きやすい職場づくりに向けた取組み

SDGs17の目標	ターゲット	内容
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	4.3	2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	5.1 5.5	あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
 <p>8 働きがいの 経済成長も</p>	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

期待されるターゲットの影響としては、多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通して、性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立に寄与する。

(2) 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

丸水札幌中央水産が拠点を置く札幌市場では、2011年に「第1次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」(以下、「第1次プロジェクト」)を策定し、持続可能な強い市場づくりのために生産地との連携や北海道産品に関する情報発信等の事業を実施した。「第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」(以下、第2次プロジェクト)においては、2021年度から向こう10年間において目指すべき方向性を示した経営計画を策定した。

卸売市場法の改正により、全国の中央卸売市場がそれぞれの地域性を考慮した取引ルールを策定しているが、札幌市場においてはこれまでの取引ルールや卸売業者・仲卸業者・小売業者の役割を尊重したうえで、「第2次プロジェクト」においても、策定に参画した各企業と札幌市が一体となり市場流通の活性化を図るとともに、地域経済の発展を目指していく。

①「第2次プロジェクト」策定の趣旨

札幌市場は、「第1次プロジェクト」の策定以降、取扱高の増加のための取組みや、札幌市場の役割についての理解を深める取組み等を行うとともに、食品のリサイクルの推進や北海道内の他の卸売市場との災害時における協定の締結など、環境と災害対策についても取組みを図ってきた。

その一方で、札幌市場を取り巻く環境は絶えず変化している。2018年には卸売市場の設置根拠である卸売市場法の大規模な改正があり、これまで全国一律で定められていた取引に関するルールは、各市場がそれぞれの実情に応じて定めることとなった。札幌市場においても市場関係事業者による十分な検討のもと、2020年3月に札幌市中央卸売市場業務規程の改正を行った。

卸売市場を取り巻く国内の外部環境を見ると、生鮮食料品の生産や物流の現場で働き手の確保が困難な状況になっていることに加え、全国的にみて人口減少が進んでおり、特に北海道においては人口の減少が著しく、今後もこの傾向は変わらないものと予想されている。

このような情勢の変化に的確に対応し、今後も「持続可能な強い市場」となるために、札幌市場は、これまでの「第1次プロジェクト」を引き継ぎ、2021年度から2030年度までを計画期間とする「第2次プロジェクト」を策定した。

②第2次プロジェクトの特徴

第2次プロジェクトの特徴の以下のとおり。

官・民が一体となって策定	札幌市場は札幌市によって整備、運営されているが、卸売市場の本来の役割である生鮮食料品流通の担い手は卸売業者、仲卸業者等の民間事業者である。札幌市場が持続可能な強い市場であるためには、札幌市と民間事業者の協働による相乗効果を発揮して市場の活性化に取り組んでいく必要があるため、第2次プロジェクトは官・民が一体となって札幌市場の今後の方向性と具体的な取組について示したものとなっている。
卸売市場法改正後の市場の位置づけ	2020年6月21日に改正卸売市場法が施行され、札幌市場ではこれまでの流通形態を堅持することとし、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等の取引参加者がそれぞれの役割を果たしながら市場機能を維持していくこととした。第2次プロジェクトでは、各事業者がそれぞれの強みを発揮できる事業を実施していく。
現有施設の維持、更新	2006年度に完了した市場の再整備事業及びその後の設備投資により、現在、札幌市場は一定の市場機能を備えた体制となっている。第2次プロジェクトの計画期間では、これらの施設や設備の維持、更新を計画的に行うものとする一方で、食品流通における消費者等のニーズは多様化・高度化しており、札幌市場の魅力を高めるためには市場施設の更なる有効活用についても検討をする必要がある。

③第 2 次プロジェクトの位置づけ

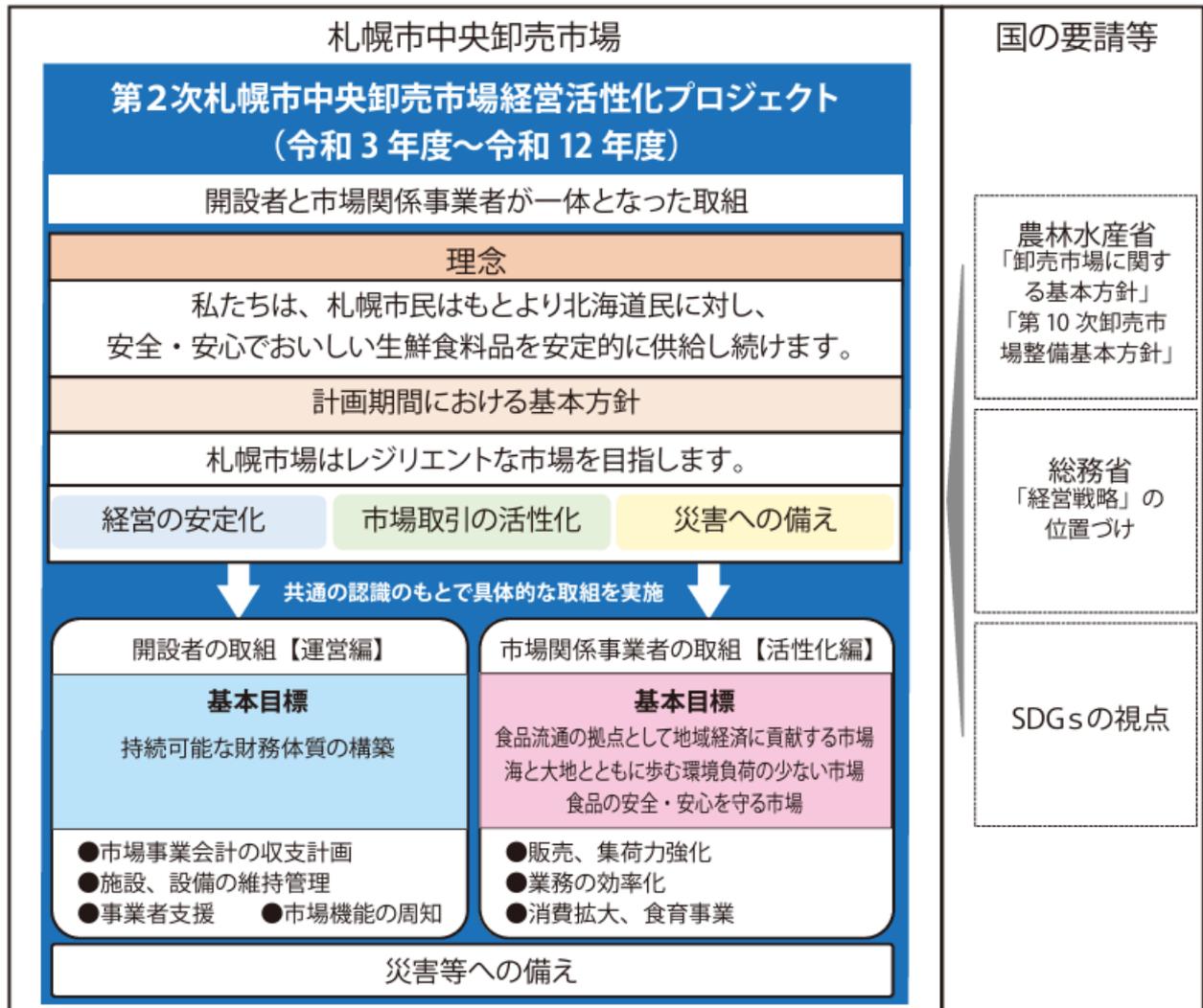
第 2 次プロジェクトの位置づけは以下のとおり。なお第 2 次プロジェクトを進めるにあたっては、卸売市場法改正後の流通環境の変化や関係法令の改正等に的確に対応していくため、5 年を目途に計画の見直しを行うこととする。また、個別の事業については必要に応じて都度見直しを図っていく。

農林水産省による「卸売市場に関する基本方針」	卸売市場が生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応をしていくために、農林水産省が 2018 年 10 月に発表した「卸売市場に関する基本方針」では、以下の事項について対応を求めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・流通の効率化、品質管理及び衛生管理の高度化に関する機能確保 ・災害時等の対応 ・食文化の維持及び発信 ・人材育成及び働き方改革等への対応
総務省要請による「経営戦略」	総務省では、公営企業が将来にわたって市民にサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、以下の項目を踏まえた中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請している。 <ul style="list-style-type: none"> ・10 年以上の計画期間を基本とする ・公営企業や地域の現状と将来像を踏まえ「投資・財政計画（収支計画）」を策定
SDGs の視点	札幌市場で扱う生鮮食料品は自然の恵みであり、また、市場流通は各企業の経済活動によって支えられているものであるため、第 2 次プロジェクトでは SDGs に掲げられた目標を考慮するものとする。
農林水産省による第 10 次卸売市場整備基本方針	2016 年 1 月に農林水産省が策定した「第 10 次卸売市場整備基本方針」は、改正卸売市場法が施行されたことに伴い廃止となったが、この方針では卸売市場における運営計画の策定について言及されているため、その内容は現在の市場流通においても重要な事項を含んだものである。

④「第2次プロジェクト」の全体像

「第2次プロジェクト」の全体像は以下のとおり。

図表 12 「第2次プロジェクト」の全体像



(出所) 「第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」概要版

⑤「第2次プロジェクト」とSDGsとの関連

「第2次プロジェクト」ではSDGsに掲げられた17の目標のうち、以下の目標を考慮するものとする。

図表 13 札幌市場が考慮するSDGsの目標

札幌市場が考慮する目標	
	質の高い教育を みんなに
	ジェンダー平等を 実現しよう
	エネルギーをみんなに そしてクリーンに
	働きがいも 経済成長も
	産業と技術革新の 基盤をつくろう
	つくる責任 つかう責任
	海の豊かさを 守ろう

(出所)「第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」

⑥企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

「第2次プロジェクト」の策定内容を基に、丸水札幌中央水産の事業内容等を照らし合わせると、以下の内容への取組みが認められるため、丸水札幌中央水産は自社の事業を通じて、「第2次プロジェクト」に対して十分に貢献していると考えられる。

分類		市場活性化に向けた取組み	札幌市場が考慮するSDGsとの関連	丸水札幌中央水産の取組み
地域経済に貢献する市場	働きやすい環境整備	各事業者の人材確保		ダイバーシティの推進 ワークライフバランスの推進 子育て支援の推進 多様な人材の確保
環境負荷の少ない市場	環境負荷の軽減	持続可能性に配慮した生鮮品の調達	 	持続可能な魚種の調達
安全・安心を守る市場	安全安心の担い手の育成	市場内の人材育成		社内教育の推進

6. 【丸水札幌中央水産】のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

丸水札幌中央水産は、竹田代表取締役社長執行役員を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取り組み内容の抽出を行っている。取り組み施策などは前段に記載した内容である。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、竹田代表取締役社長執行役員を最高責任者として、銀行に対する報告を宮本財務部マネージャーが担当する。全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取り組み、竹田代表取締役社長執行役員が統括し、達成度合いを森脇企画戦略室部長執行役員がモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取り組み、北海道内をリードしていく企業を目指す。

【丸水札幌中央水産】の責任者	代表取締役社長執行役員 竹田 剛
【丸水札幌中央水産】のモニタリング担当者	企画戦略室部長 執行役員 森脇 恒之
銀行に対する報告担当者	財務部マネージャー 宮本 潤一

7. 北海道銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北海道銀行と丸水札幌中央水産の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。具体的には、決算後 5 ヶ月以内に関連する資料を北海道銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバックなどのやりとりを行う。

北海道銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北海道銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北海道銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行う。

モニタリング方法	対面、テレビ会議などの指定は無し 定例訪問などを通じた情報交換
モニタリングの実施時期、頻度	少なくとも年 1 回実施
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI などの指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討

以上

第三者意見書

2024年11月1日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

丸水札幌中央水産株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北海道銀行

評価者：株式会社道銀地域総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北海道銀行（「北海道銀行」）が丸水札幌中央水産株式会社（「丸水札幌中央水産」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社道銀地域総合研究所（「道銀地域総合研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北海道銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、道銀地域総合研究所・一般財団法人北陸経済研究所・株式会社浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北海道銀行及び道銀地域総合研究所にそれを提示している。なお、北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにお



ける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北海道銀行及び道銀地域総合研究所は、本ファイナンスを通じ、丸水札幌中央水産の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、丸水札幌中央水産がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

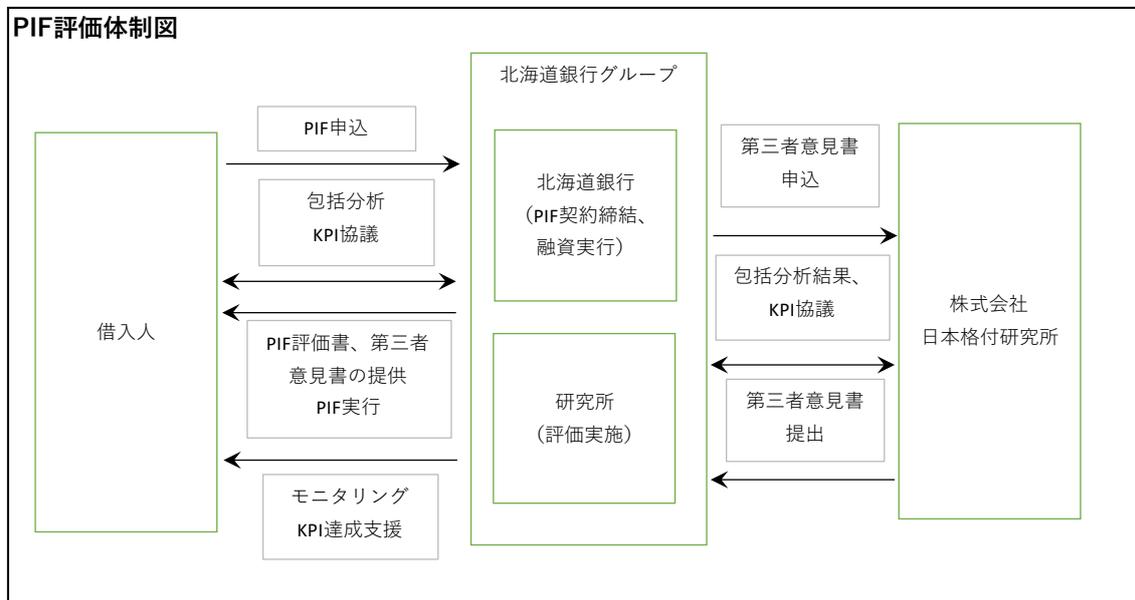
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北海道銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



※研究所：道銀地域総合研究所・北陸経済研究所・浜銀総合研究所
(出所：北海道銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北海道銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北海道銀行からの委託を受けて、道銀地域総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て道銀地域総合研究所が作成した評価書を通して北海道銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、道銀地域総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である丸水札幌中央水産から貸付人である北海道銀行及び評価者である道銀地域総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル